

佐竹台地区連合自治会会則

(各称及び事務所)

第1条 本会は佐竹台地区連合自治会と称し、事務所を佐竹台市民ホール内に置く。

(目的)

第2条 本会は、自治会相互の連携をもって、住民福祉及び生活環境の向上に寄与することを目的とし、行政及び関係機関・団体と相協力し、綿密な連絡調整を図る。

(組織)

第3条 本会は、佐竹台地区にある各自治会をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に下記の役委員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	2名
監事	2名
相談役	若干名

(役員を選出及び任期)

第5条 役員は、第3条により構成された現代表もしくはかつての代表の中から、前記現代表が選出し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。また会長は副会長経験者から選出する。

なお、相談役については、第4条の役員の推薦によるものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会長の仕事を代行する。
3. 理事のうち、庶務担当理事は本会の仕事を担当する。
4. 理事のうち、会計担当理事は本会の会計を担当する。
5. 監事は、会計を監査する。

(総会)

第7条 本会は、年1回の総会を開催する。

(定例会)

第8条 本会は、各自治会代表者をもって構成し、毎月1回定例会を開催する。

(専門部会)

第9条 本会において必要と認めた場合は、定例会の承認のもと、専門部会を設けることができる。

(運営経費及び会計)

第10条 本会の運営経費は、自治会の会費及び寄付金その他をもって充てる。

(会費は、年間1戸当たり500円)

2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計担当理事は収支決算を本会に報告し、承認を受けるものとする。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で審議し、定例会で決定する。

(付則)

1. 本会則は、平成9年5月16日から施行する。
2. 本会則を改正するに、総会出席者の2分の1以上の同意を要する。
3. 本会則は、平成14年5月17日から改正施行する。
4. 本会則は、平成30年5月13日から改正施行する。